

【新旧対照表】

改定前	改定後
<p>第 2 条 (申込み)</p> <p>1.本サービスは当社指定のサービスを一つ以上ご契約のお客さまに限りお申込みいただけます。当社指定のサービスは当社の都合により変更できるものとし、変更内容については当社ホームページに掲載することによりお客さまに通知するものとし、書面による通知は行いません。</p> <p>第 3 条 (解約・変更・停止・再開)</p> <p>1.お客さまは本契約をダイレクトバンキングサービスにて解約することができます。</p> <p>2.お客さまは引落金額をダイレクトバンキングサービスにて変更することができます。</p> <p>3.お客さまが引落金融機関を変更する場合は、ダイレクトバンキングサービスにて変更を希望する引落金融機関にかかる本契約を解約のうえ、再度申込みの手続きが必要となります。</p> <p>4.お客さまはダイレクトバンキングサービスにて本契約を一時的に停止することができます。この場合、停止から3ヶ月間、お客さまはダイレクトバンキングサービスにて停止した本契約を再開することができます。停止から3ヶ月を経過した場合は、停止した本契約は自動的に解約となります。</p> <p>5.お客さまについて第2条1項に定める当社指定のサービスにかかる契約が全て解約その他の事由により終了した場合、当社は当社所定の日に本契約を解約します。</p> <p>6.第1項ないし第4項のお客さまの手続きの内容を直後の引落日に反映させるためには、当社所定の期限までに手続きを実施する必要があります。また、前5項のお客さまの手続きおよび当社の解約の実施時期によっては、手続きの内容が直後の引落日に反映されない場合があります。なお、これによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>第 2 条 (申込み)</p> <p>1.本サービスはセブン銀行口座をお持ちのお客さまがお申込みいただけます。</p> <p>第 3 条 (解約・変更・停止・再開)</p> <p>1.お客さまは本契約をダイレクトバンキングサービスにて解約することができます。</p> <p>2.お客さまは引落金額をダイレクトバンキングサービスにて変更することができます。</p> <p>3.お客さまが引落金融機関を変更する場合は、ダイレクトバンキングサービスにて変更を希望する引落金融機関にかかる本契約を解約のうえ、再度申込みの手続きが必要となります。</p> <p>4.お客さまはダイレクトバンキングサービスにて本契約を一時的に停止することができます。この場合、停止から3ヶ月間、お客さまはダイレクトバンキングサービスにて停止した本契約を再開することができます。停止から3ヶ月を経過した場合は、停止した本契約は自動的に解約となります。</p> <p>5.第1項ないし第4項のお客さまの手続きの内容を直後の引落日に反映させるためには、当社所定の期限までに手続きを実施する必要があります。また、前4項のお客さまの手続きおよび当社の解約の実施時期によっては、手続きの内容が直後の引落日に反映されない場合があります。なお、これによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。</p>

第 8 条 (免責事項)

当社は、次の各号に定める損害（逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等を含みます。）について一切責任を負いません。

(1) 引落不能、入金不能により、入金口座へ入金できなかったことに起因する損害

(2) 第3条第1項ないし第5項のお客さまの手続きまたは当社の解約の実施時期によって、手続きの内容が直後の引落日に反映されないことに起因する損害

(3) 第7条に定める本サービスの変更、停止、終了またはこれらが直後の引落日に反映されないことに起因する損害

(4) 災害・事変・裁判所その他の公的機関による措置などのやむを得ない事由により生じた損害

(5) 当社、委託先または引落金融機関において通信回線、コンピューター等の障害が生じたことによる、引落遅延・引落不能・入金遅延・入金不能により生じた損害

第 8 条 (免責事項)

当社は、次の各号に定める損害（逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等を含みます。）について一切責任を負いません。

(1) 引落不能、入金不能により、入金口座へ入金できなかったことに起因する損害

(2) 第 3 条第 1 項のお客さまの手続きまたは当社の解約の実施時期によって、手続きの内容が直後の引落日に反映されないことに起因する損害

(3) 第 7 条に定める本サービスの変更、停止、終了またはこれらが直後の引落日に反映されないことに起因する損害

(4) 災害・事変・裁判所その他の公的機関による措置などのやむを得ない事由により生じた損害

(5) 当社、委託先または引落金融機関において通信回線、コンピューター等の障害が生じたことによる、引落遅延・引落不能・入金遅延・入金不能により生じた損害